

令和8年度 農業用施設健全性評価に係る検討委託事業の 企画競争応募要領

1 総則

令和8年度 農業用施設健全性評価に係る検討委託事業（以下「事業」という。）の企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業の内容

事業の内容は、別添「企画提案書作成のための仕様書」のとおりとする。

3 予算額

事業の予算総額は、7,348,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」において、競争参加地域が「東海・北陸」の資格を有する者であり、「B」「C」「D」のいずれかの等級に格付けされているものであること。
- (4) 東海農政局長から東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年11月25日付け26海総第523号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

5 応募に係る説明会の開催

- (1) 開催日時：令和8年6月5日（金）午後3時～午後4時
- (2) 開催場所：5（4）に同じ。
- (3) 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別記様式1）
を令和8年6月3日（水）午後5時までに（4）に示す担当者に電子メールで提出すること。
- (4) 提出場所
〒466-08578 名古屋市昭和区安田通四丁目8番
東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所
電話：052-761-3191（代表） 電子メールアドレス kisocho_nyusatu@maff.go.jp
担当者 耐震対策専門官 天野 知彦
- (5) 説明会への出席の有無は、4.参加資格とはしない。なお、説明会参加予定者は事前に応募要領を入手し、持参のうえ参加すること。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

本委託事業に参加を希望する者は、参加資格を確認できる資料（競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写し）を添付のうえ、企画競争参加表明書提出届（別記様式2）及び暴力団排除に関する制約事

項（別記様式3）を次の期間内に受付窓口に提出する。

(2) 提出期間：令和8年6月15日（月）まで

(3) 提出場所：5（4）に同じ。

(4) 参加表明書作成に関する問い合わせ先：5（4）に同じ。

(5) 提出部数：参加表明書 2部（正1部、副1部）

(6) 提出に当たっての注意事項

ア) 持参により提出する場合の受付日及び受付時間は6（2）に示す期間とし、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前10時から午後5時までとする。

イ) 本企画提案書作成のための仕様書に示す様式により参加表明書等を作成し、一式を提出期限内に必着で、5（4）提出場所に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

本委託事業に参加を希望し、参加表明書を提出した者は、次のア) 及びイ) を次の期間内に受付窓口へ提出する。

ア) 企画提案書

様式は、企画提案書届（別記様式4）のとおり。

イ) 会社概要

業務内容を示したパンフレット等、並びに民間企業にあつては、営業経歴書及び最新の決算報告書（財務諸表）1年分添付する（又はそれに準じるもの）。民間企業以外の者にあつては、定款又は寄付行為及び最新の決算報告書（財務諸表）1年分を添付すること（又はそれに準じるもの）。

(2) 提出期限：令和8年6月18日（木）午後5時まで

(3) 提出場所：5（4）に同じ

(4) 企画提案書の作成に関する問い合わせ先：5（4）に同じ。

(5) 提出部数：企画提案書等 2部（正1部、副1部）

(6) 提出に当たっての注意事項

1) 持参により提出する場合の受付日及び受付時間は7.（2）に示す期間とし、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前10時から午後5時までとする。

2) 本企画提案書作成のための仕様書に示す様式により企画提案書を作成し、一式を提出期限内に必着で、5.（4）提出場所に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

8 参加表明書及び企画提案書の取扱い

(1) 提出する企画提案書は1者当たり1件とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書はその事由のいかんに関わらず、変更又は取り消しを行うことはできない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は本事業に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

(6) 提出された企画提案書等は非公開とする。

(7) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する制約事項（別記様式3）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、参加表明書提出をもって同意したものとする。

- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記様式3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。
- (9) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書は、無効とする。
- (10) 参加競争資格を有しない者が提出した企画提案書は、無効とする。

9 企画提案（企画提案書）の内容

(1) 技術者資格

当該業務部門の技術者の存在を記載する。

(2) 事業を実施する上で必要となる応募者の実績等。

(3) 企画提案を求める項目及び具体的提案。

「2 事業の内容」の目的を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、具体的な企画提案を行うこと。

(4) 事業実施体制

以下について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

ア) 事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

イ) 事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。

ウ) 再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

(5) 事業の実施及び報告書提出までのスケジュール。

(6) 積算内訳（再委託先の内訳を明記すること。）

10 審査の実施

(1) 企画提案書の特定基準（別紙：企画提案書特定基準参照）

企画提案書は、次の事項に着目して評価する。

ア) 有資格者登録

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)のうち次の要件を満たす者としての状況。

- ・競争参加地域：東海・北陸、資格競争種類：役務の提供等、営業品目：調査・研究
- ・等級区分：「B」、「C」、「D」の該当状況

イ) 技術者資格

技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農村工学）、農業部門（農業－農業土木、農業－農村工学））、博士（農学）もしくは農業土木技術管理士、その他資格保有者の存在。（資格内容により評価）

また、同等の能力と経験を有する者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上の相当の能力と経験を有する者であること。

ウ) 成果の確実性

過去10年間（平成28年度～令和7年度）に完了した同種業務の実績。（同種：委員会の設置、運営を伴う業務）

エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令に基づく認定の有無。

オ) 事業目的及び事業内容

農業農村整備事業の特徴や東海地域の特性を踏まえた、委託事業の目的や内容に対する理解度。

カ) 事業の実施手法

本事業（業務）の目的及び内容を踏まえた事業の実施手法の妥当性。

キ) 委員会の設置

委員会各委員の選定手法の妥当性。

ク) 委員会等の運営

委員会等運営の考え方の妥当性。

ケ) 事業の実施工程

委託事業の実施工程の妥当性。

コ) 事業の実施体制

事業の実施体制の妥当性。

(2) 審査の方法

企画提案書を特定するための審査は、別紙「企画提案書特定基準」に基づき実施し、業務の目的及び内容に最も合致した優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出者に令和8年7月27日（月）までに通知する。

11 契約の締結

分任支出負担行為担当官東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）は、契約候補者の企画提案書が、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 実績報告

委託契約者は支払額を最終確定するために、本事業が終了したときは、分任支出負担行為担当官に以下に示す書類一式を委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による。）と併せて提出しなければならない。

(1) 人件費の支出額確認のために必要となる、出勤簿、日報、集計表、帳簿及び支出証拠書類

(2) 旅費及び物品購入費の支出額確認のために必要となる、帳簿及び支出証拠書類

(3) その他本事業に係る支出根拠を確認するために、委託者が求める資料

13 人件費の算定

人件費は、次の方法により算定するものとし、具体的な算定方法は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22経第961号大臣官房経理課長通知）のとおりとする。

<受託者に受託単価規程が存在する場合>

(1) 人件費は、時間単価に直接作業時間数を乗じて算定する。なお、時間単価は、受託者が定める受託単価規程に基づく時間単価を使用する。

(2) 人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に事業に従事したことを証する業務日誌を作成する。

<受託者に受託単価規程が存在しない場合>

(1) 人件費は、時間単価に直接作業時間数に乘じて算定する。

(2) 正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価

は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

(3) 出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価

$$= \text{委託先が負担する(した)} (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \\ \div \text{年間理論総労働時間}$$

(4) 管理者等の時間単価は、原則として下記のア)により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、イ)により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

ア) 原則

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

イ) 時間外に従事した場合

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間実総労働時間}$$

(5) 人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に事業に従事したことを証する業務日誌を作成する。

14 委託費の額の確定

分任支出負担行為担当官は、事業完了時に提出される実績報告書を検査した上で、12 に示す支出証拠書類等と照合して事業に要した経費の実支出額を精算し、これと委託費の限度額のいずれか低い金額を委託費の確定額とする。

15 委託費の支払方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行う。

16 受付窓口・照会窓口

5 (4) に同じ

17 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 委託契約締結後、同事業で取得した著作権については、分任支出負担行為担当官が継承するものとする。

(4) 委託事業契約者は、本事業により知り得た情報については、外部に漏らしてはならない。

(5) この要領に定めなき事項又はこの本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議するものとする。

企画提案書特定基準：令和8年度 農業用施設健全性評価に係る検討委託事業

別紙

評価対象	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価				備考		
			評点	A	評点	B		評点	C
企業評価	有資格者登録	令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全 省庁統一資格)のうち次の要件を満たす者 ・競争参加地域：東海・北陸 ・資格の種類：役務の提供等 ・営業品目：調査・研究 ・等級区分：[B]、[C]、[D]いずれか			1	資格が登録されている	非 特 定	資格が登録されてい ない	
	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在 (資格内容・資格者数により評価)	3	技術士(総合技術監理 部門(農業-農業土 木)、農業部門(農業 土木)、博士(農 学)、農業土木技術 管理士その他資格者 (当該業務部門に限 る)が6名以上存在	2	技術士(総合技術監理 部門(農業-農業土 木)、農業部門(農業 土木)、博士(農 学)、農業土木技術 管理士その他資格者 (当該業務部門に限 る)が2名以上存在	0	A、Bに該当しない	その他資格者の内訳 シビルコンストラクション・マネージャー (RCCM：農業土木)又はこれ と同等の能力と経験を有する 技術者 技術者の人数評価は、「技術 士」及び「博士」を1人につ き2人、それ以外は1人とし て算出する。 なお、 複数の資格を有する者がいる 場合、最も評価点の高い資 格の人数を計上すること。
	成果の確実性	過去10年間(平成28年度～令和7年度)に完 了した同種業務の実績	2	同種業務の実績が5 件以上	1	同種業務の実績が1 ～4件以上	0	同種業務実績無し	同種業務とは、委員会の設 置・運営を伴う業務。
	ワーク・ライ フ・バランス等 の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定 の取得状況等	0.3	次に掲げるいずれか の認定等を受けてい る。 ・女性の職業生活に おける活躍の推進に 関する法律(平成27 年法律第64号(以下 「女性活躍推進法」 という。))に基づく 認定等(えるぼし・ プラチナえるぼし 認定企業等) ※1 ・次世代育成支援対 策推進法(平成15年 法律第120号(以下 「次世代法」とい う。))に基づく認 定(くるみん・トラ イくるみん・プラチ ナくるみん認定企 業) ※2 ・青少年の雇用の促 進等に関する法律 (昭和45年法律第98 号(以下「若者雇用 促進法」とい う。))に基づく認 定(ユースエール認 定企業) ※3	-		0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条 又は第12条の規定に基づく認 定を受けている企業(第9条 に関するものに対しては、労 働時間等の働き方に係る基準 を満たすものに限る。)、同 法第8条に基づく一般事業主 行動計画(計画期間が満了し ていないものに限る。)を策 定している企業(常時雇用す る労働者の数が100人以下の ものに限る。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第 15条の2の規定に基づく認定 を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条 の規定に基づく認定を受けて いる企業。

企画提案書特定基準：令和8年度 農業用施設健全性評価に係る検討委託事業

別紙

評価対象	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価									備考	
			評点	A	評点	B	評点	C	評点	D	評点		E
企画提案書の内容の妥当性	事業目的及び事業内容	農業農村整備事業の特徴や東海地域の特性を踏まえた委託事業の目的や内容に対する理解度	5	業務の目的、内容が特	4	業務の目的、内容が的	3	業務の目的、内容が普通	2	やや劣る	0	劣る	
	事業の実施手法	本事業（業務）の目的及び内容を踏まえた事業の実施手法の妥当性	10	事業の実施手法が特	8	事業の実施手法が的	6	事業の実施手法が普通	3	やや劣る	0	劣る	
	委員会の設置	委員会メンバー選定手法の妥当性	10	選定手法が特	8	選定手法が的	6	選定手法が普通	3	やや劣る	0	劣る	
	委員会等の運営	委員会等運営の考え方の妥当性	10	業務内容に沿った委	8	業務内容に沿った委	6	業務内容に沿った委	3	やや劣る	0	劣る	
	事業の実施工程	委託事業の実施工程の妥当性	10	実施工程が特	8	実施工程が的	6	実施工程が普通	3	やや劣る	0	劣る	
	事業の実施体制	委託事業の実施体制の妥当性	10	実施体制が特	8	実施体制が的	6	実施体制が普通	3	やや劣る	0	劣る	

(評価の考え方)

- 1) 企業評価については、A、B、Cで評価し、「企画提案書の内容の妥当性」では、A、B、C、D、Eの評点を行う、それぞれを合計し、最も評点の高い者を1者特定する。
- 2) 評点の合計が同点となった場合は、A評定の評定合計の高い者を特定する。

企画提案書作成のための仕様書

1 事業名

令和8年度 農業用施設健全性評価に係る検討委託事業

2. 事業の目的

本事業は、以下の委員会の運営を実施するものである。

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所では、令和6年度から、管内頭首工の健全性評価について、学識経験者で構成する「頭首工健全性評価に係る委員会」を設置し、評価を実施している。

本事業は、「令和8年度頭首工健全性評価に係る委員会」（仮称）（以下「令和8年度委員会」という。）を開催するものである。具体的には、委員の選定、委員への事前説明及び委員会の運営を行うとともに、委員会における審議事項及び検討結果の整理・取りまとめを行うものである。

令和8年度委員会では、粟生頭首工（三重県多気郡大台町地内）、岡島頭首工（岐阜県揖斐郡揖斐川町地内）及び付知頭首工（岐阜県中津川市地内）の3頭首工を対象として、健全性の評価等を取りまとめる。

また、令和6年度「矢作川沿岸地区」大規模耐震対策等評価委員会（以下「令和6年度委員会」という。）及び令和7年度頭首工健全性評価委員会（以下「令和7年度委員会」という。）において審議された頭首工の課題と処理方針等に関する整理結果についても、委員会に諮る。

3 事業の内容

以下に事業内容の詳細を示す。

（1）頭首工健全性評価委員会に対する作業内容

ア 委員会の設置

（ア）委員会の委員の選定

3（1）に記載する審議事項の特性に即して大学教授等の有識者からなる「頭首工健全性評価委員会」の委員を選定する。

なお、委員については委員長を含めて4名を想定している。

（イ）委員会の設置

委員を委嘱し「頭首工健全性評価委員会」を設置する。

イ 委員会等の運営

受託者は、委員会を実施するものとし、以下の運営を行う。

（ア）委員会等の日程調整

委員会及び委員事前説明の開催に関して日程調整を行う。

（イ）委員への事前説明会の実施

委員への事前説明会に必ず出席し、議事録（概要版）の作成を行う。

（ウ）委員会の開催

委員会を開催する会場の設営、配席図や委員会に提示する議事次第などの資料の作成（発注者が準備する審議事項に係る資料を除く）、委員会の進行、委員会で得られた客観的な評価及び技術的指

導・助言内容を整理、検討課題の整理及び委員会議事録（テープ起こし版・概要版）の作成等を行う。なお、委員会は、幹部職員含む13人程度が列席し、傍聴席などを含む全30人程度が収容できる148㎡程度の会議室とし委員会は3時間程度を想定している。

(エ) 委員への謝金の支払

委員会等へ出席した委員に対し諸謝金及び旅費交通費を支払う。

(オ) 委員会等の開催予定

委員会は下記を予定している。

なお、委員への事前説明会は委員会を開催する2週間前を目途に実施することを想定している。

項目	予定開催時期	場 所
委員会（第1回）	令和8年10月下旬～11月下旬	名古屋市内
委員会（第2回）	令和9年2月上旬～3月上旬	名古屋市内

また、本業務において、頭首工おける健全性評価のため、「栗生頭首工」、「岡島頭首工」及び「付知頭首工」の現地確認を2回開催予定している。

なお、委員の現地移動は名古屋駅から発注者所有の車両への同乗、受注者の移動は受注者所有のライトバン移動を想定している。

(カ) 委員への事前説明会の開催

本業務において委員会を2回開催する計画であるが、円滑かつ効率的な委員会運営を行うため、各委員会開催前に委員への事前説明会を予定している。

(ク) 委員会に諮る審議事項（予定）

(ア) 対象施設

① 栗生頭首工、岡島頭首工、付知頭首工

(イ) 対象業務

「令和8年度 頭首工健全性評価委員会資料作成業務（仮称）」

(ウ) 審議事項

①第1回：栗生頭首工等の健全性の評価（案）

・栗生頭首工と令和6年度委員会及び令和7年度委員会で審議した頭首工の課題の整理

②第2回：岡島頭首工及び付知頭首工の健全性の評価（案）

エ 報告書の作成

委員会へ提出した資料の整理、取りまとめを行い、委員会で得られた客観的な評価及び技術的指導・助言内容、検討結果を整理し、報告書を作成する。

なお、報告書はA4版（無線綴り、表紙、薄手、黒文字入）にて6部及び電子媒体（CD（PDFデータ））6部とし、委員等には受託者より配布するものとする。

オ 打合せ

打合せ時期及び回数については、以下のとおりとする。

なお、事業を適正かつ円滑に実施するために、受託者の業務担当は、事業打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、委託者と相互に確認するものとする。

	打合せ時期	場所
第1回	業務着手段階	東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所
第2回	報告書取りまとめ段階	東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

4 委託限度額

7,348,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施期間

契約締結の日から、令和9年3月16日までとする。

6 企画提案書の記載内容

企画提案書には、以下の項目について記載するとともに、関係資料を添付するものとする。

なお、企画提案書に使用する言語は日本語とし、企画提案書全体の頁数は8頁程度を目安とする。

(1) 企業としての有資格者数

企業に所属する有資格技術者数を記載する。

(2) 過去10年間に同種業務の実績として業務名、業務内容を記載する。

・同種業務とは委員会設置・運営を伴う業務

(3) 事業の目的及び事業内容、事業の実施手法、委員会の設置・運営

ア 事業目的及び事業内容

東海地域の農業農村整備事業の特徴を考慮した事業の目的や内容について記載する。

イ 事業の実施手法

本事業の目的及び内容を踏まえ、事業の実施手法及び成果の取りまとめ方針を項目立てて具体的に記述する。

ウ 委員会の設置・運営方法

委員会等の円滑な開催・審議等が行えるよう、(ク)委員会に諮る審議事項(案)の項目を踏まえ、頭首工健全性評価委員会について、具体的な設置・運営方針を記述する。

(4) 事業の実施工程

委員会の実施工程について記述する。

なお、その際、実施工程の策定理由についても記述するものとする。(フロー図等の記載も可)

(5) 事業実施体制

配置予定者の技術者リスト(代表技術者及び担当技術者)、資格、経歴及び実績

(6) 事業の実施に係る必要経費として、積算内訳について記述する。

・人件費の算定等に当たっては、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知)により算出するものとする。

・旅費交通費の内、委員については、受託者が選定した委員の所属地から現地までの旅費交通費を積算する。

・諸謝金については、「謝金支払い基準」(平成22年3月30日付け21経第2110号大臣官房経理課長通知)により算出するものとする。

(7) ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令に基づく認定状況を記載する。

7 過年度報告書の閲覧

企画提案書作成にあたり、閲覧できる資料は次のとおりである。

なお、関連業務については、公告資料又は関連資料とする。

分 類	閲 覧 資 料	数量
関連業務 3 (1)	令和6年度 農業用施設安全性評価に係る検討委託事業 「矢作川沿岸地区」大規模地震対策等評価委員会	1式
	令和7年度 頭首工安全性評価資料作成等業務	1式
	令和7年度 農業用施設安全性評価等に係る検討委託事業	1式
図書関係 3 (1)	宮川用水地区 事業誌	1式
	西濃用水地区 工事誌	1式
	令和4年度安全性評価資料	1式

過年度報告書の閲覧を希望する者は、令和8年5月29日から令和8年6月12日までのうち、土曜、日曜、祝日を除く午前10時から午後5時までの間、東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所企画課において閲覧することができる。